

別表第1（第4条・第5条関係）

	区 分	補助対象期間	開設日の取扱い
1	既存施設の所在地及び面積の変更（保育所の使用区分の変更に伴う軽微な増減を含む。）をせずに、私立認可保育所へ移行し、補助対象者となった場合	第4条第2項に規定する期間から既に受けている補助の期間を除いた期間	移行前の施設が開設した日
2	既存施設とは別の新たな物件について賃貸借契約を締結し、所在地を変更するとともに、私立認可保育所へ移行し、補助対象者となった場合	第4条第2項に規定する期間	移行後の施設が開設した日
3	既存施設に加えて、新たな物件について賃貸借契約を締結し、保育所の面積を拡大するとともに、私立認可保育所へ移行し、補助対象者となった場合	(1) 既存施設部分 第4条第2項に規定する期間から既に受けている補助の期間を除いた期間	移行前の施設が開設した日
		(2) 拡大部分 第4条第2項に規定する期間	移行後の施設が開設した日